

相 談 事 例

ID： 01-03-021

相談タイトル

新築工事中の住宅外壁の施工不良について

Q：ご相談内容

新築中の木造住宅。外壁に金属系のサイディングを使用しているが、開口部廻りで、サイディング張りの施工ミスがあり、何度かやり直しをした。そのため、下地胴縁や防水シート、サイディング本体にやり直したビス穴が開いており、再度のやり直しもそのビス穴をそのまま使って表面から、止めるようなことを言っている。きちんと仕立て直しをするよう要求しているが、いろいろと理由を付け、場当たりの直ししか行わない模様。どのようにしたら適正な直しができるか聞きたい。また、ビス穴がいくつも開いてしまったような状況で雨漏りも心配である。

A：回答

住宅用の金属製サイディングであれば厚さにもよりますが、開口部廻りや細かな役物となる部分は別として、通常の平場納まりとして釘頭やビス頭がジョイント等であらわしとなるような納まりにはならないと考えますので、まずは、やり直しの施工仕様がメーカーの標準仕様と適合しているやり方かどうかを業者に説明を受けて下さい。現状、何回かやり直しを行いビス穴等が開いてしまった部材や部分については、可能であれば取り換えや補強を行うよう要求して下さい。業者の方がいろいろと理由をのべて対応しないのであれば、第三者的に現場の状況を確認してくれる、工事監理者や設計事務所の建築士の方をお願いし、現場の状況を確認してもらい、その上で、適正かつ最適な方法でのやり直しを要求して下さい。雨漏りについては、屋根や外壁からの雨水の侵入であれば、住宅品確法により10年間の瑕疵担保責任が施工業者に義務づけられますので、対応はしてくれると考えますが、手直し方法については、最善の方法をまずは行ってもらうこととなります。